

第 18 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 13 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第 2 第 2 号の表 9 の部中 3 および 4 の項を削り、5 の項を 3 の項とし、6 の項から 8 の項までを 2 ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が公布され、教員免許更新制に係る規定を削除する教育職員免許法の改正が令和4年7月1日から施行されることから、滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

・別表2第2号「9 教育職員の免許に関する事務」のうち、「3 免許状の有効期間の更新または旧免許状所持者に対する更新講習修了等の確認」および「4 免許状の有効期間の延長または更新講習修了確認期限の延期」を削除（別表第2関係）

3 施行日

・令和4年7月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧							新								
第1条～第10条 省略							第1条～第10条 省略								
別表第1 省略							別表第1 省略								
別表第2 事務局における個別専決事項							別表第2 事務局における個別専決事項								
(1) 省略							(1) 省略								
(2) 教職員課個別専決事項							(2) 教職員課個別専決事項								
事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要	事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長						教 育 次 長	課 長	係 長	
1～8 省略							1～8 省略								
9 教育 職員の 免許に 関する 事務	1～2 省略							9 教育 職員の 免許に 関する 事務	1～2 省略						
	3 <u>免許状の有効期 間の更新または旧 免許状所持者に対 する更新講習修了</u>				○				(削除)						

等の確認(免許法第9条の2第1項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項、第7項)																				
4 免許状の有効期間の延長または更新講習修了確認期限の延期(免許法第9条の2第5項、改正法附則第2条第4項)				○																
5 免許状の書換または再交付(免許法第15条)				○																
6 免許状の授与証明					○															
7 免許教科外教科				○																
(削除)																				
3 免許状の書換または再交付(免許法第15条)													○							
4 免許状の授与証明																				○
5 免許教科外教科																				○

担当の許可(免許法 附則第2項)						
8 免許法認定講習 (免許法別表第3備 考第6号)						
(1) 免許法認定講習 の開設				○		
(2) 単位の授与				○		
10~12 省略						

以下 省略

担当の許可(免許法 附則第2項)						
6 免許法認定講習 (免許法別表第3備 考第6号)						
(1) 免許法認定講習 の開設				○		
(2) 単位の授与				○		
10~12 省略						

以下 省略